

NHK歳末たすけあい2次配分 対象施設Q & A

(共同募金委員会で対象施設を選別する際にご参照ください)

配分要領に規定する対象施設

- (1) 障害者総合支援法における①障害福祉サービス事業所及び②地域活動支援センター
 (2) 児童福祉法における①児童発達支援事業及び②放課後等デイサービス事業を実施する施設
 (3) 旧法における①小規模作業所及び②小規模授産施設

上記施設のうち、次の全てに該当する施設

- ① 民間(株式会社、有限会社等は除く)による運営であること
- ② 施設の定員が25人以内であること
 ※ただし、地域活動支援センターについては定員による制限はないものとします。
- ③ 活動実績が2年以上あること
- ④ 平成26年度以降にNHK歳末たすけあいによる配分を受けていないこと
 ※ 平成26～29年度に配分を受けた施設・団体は対象外
- ⑤ 平成29年度に他の民間助成団体から10万円以上の助成を受けていないこと
 ※ 申請中で、平成30年1月1日の時点で助成が決定していないものは除きます。
 ※ 社会福祉協議会からの助成は除きます。ただし、平成29年度中に共同募金配分金を財源とした助成を受けた場合は、申請内容を勘案し、配分を減額することがあります。

Q1. 「障害福祉サービス事業所」で対象外になる事業所はありますか。

A. 「施設」の整備に対する配分を基本としているため、利用者が入所又は通所する施設を持たない事業所は対象外となります。下表により対象事業所を選別してください。

事業名 等	対 象	備 考
生活介護	○	
自立訓練	○	
就労移行支援	○	
就労継続支援 (A型・B型)	○	
共同生活援助 (グループホーム)	○	
短期入所 (ショートステイ)	△	Q6を参照
重度障害者等包括支援	△	定員25人以内の施設は、現在兵庫県内で確認されていません。対象施設がある場合は、個別にご相談ください。
療養介護	△	
居宅介護	×	訪問型の事業のため対象外
重度訪問介護	×	
同行支援	×	
障害者支援施設・施設入所支援	×	障害者総合支援法の障害福祉サービス事業ではないため対象外
移動支援	×	
福祉ホーム	×	
相談支援事業 (地域移行支援、地域定着支援)	×	

Q2. 民間の運営であれば、公設の施設も対象となりますか？

A. 公設民営の施設は、対象外となります。(配分規程 第10条第5号に規定)

- 例) 行政から指定管理を受けている建物の整備
 行政から委託を受けている事業所の備品の整備 など

Q 3. 「株式会社、有限会社等は除く」とありますが、他に対象外となる法人は？

A. 営利法人は対象外となります（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社など）。判断に迷う場合は、個別にご相談ください。

また、非営利法人でも、行政との結びつきが強い「事業団」、「公社」や、病院等を経営する「医療法人」などは、財政規模や施設の経営状況などから、配分委員会での審査において対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

※医療法人は、上記の観点から定款の写し、法人全体の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出を求めています。

Q 4. 「主たる事業所」と「従たる事業所」がある場合、同一施設とみなしますか？

例えば、「主たる事業所」で過去3年間に受配がある場合、「従たる事業所」は申請できないのですか？

A. 申請できます。それぞれ別の施設として取扱ってください。この配分は、小規模の施設へ配分することが目的であり、制度改正により従事者や利用者定員の関係で「従たる事業所」とせざるを得ない施設が発生したという経緯を勘案した対応です。ただし、法人としては同一のため、同年度に1施設1事業のみの申請となります。

Q 5. 同じ敷地内にある施設や同じ建物内にある事業所は、同一の施設とみなしますか？

A. 基本的には、行政からの事業の指定状況から判断し、同一の事業所で指定されている場合は、同一の施設とみなします（ただし、「主たる事業所」と「従たる事業所」は別々の施設とみなします）。

ただし、複数の事業所であっても、要望内容が各事業所に共通する設備・備品の整備にあたる場合は、同一の施設とみなす場合があります。

例) 同じ建物内で別事業所としての指定だが、建物全館の空調工事が必要な場合
同じ敷地内で別棟の事業所だが、共通で使用する駐車場を整備する場合

Q 6. 短期入所（ショートステイ）も対象施設となりますか？

A. 運営形態により判断が異なります。

●「空床型」は、短期入所だけでは施設の実態が無いため対象外となります。本体となる施設が要件を満たす場合は、本体の施設から申請してください。

●「併設型」は、本体となる施設が対象施設であり、かつ本体の定員を含んだうえで要件を満たす場合は対象となります。（本体が、「障害者支援施設」や「障害児入所施設」、老人福祉施設等の場合は対象外となります）

●「単独型」は、当該事業所のみで要件を満たす場合に対象となります。

Q 7. 「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を実施している事業所ですが、どちらの事業所として申請すれば良いですか？

A. 基本的には、受配要望の内容で判断してください。受配要望が両方の事業に共通する場合は、使用頻度や定員数などから主要な事業を判断して、一方から申請してください。

Q 8. 「活動実績が2年以上あること」の、基準日はいつですか。

A. 申請日の段階で2年以上の施設としてください。当該事業所が活動を開始してから（旧法からの移行前を含む）の年数をカウントしてください。